

傷病手当金について

傷病手当金とは…？

病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に受けられるもので、休業 1 日につき、標準報酬日額の 2/3 が支給される制度です。

但し、個人事業主で国民健康保険加入の方は、対象外となり、支給を受けられません。

【支給要件】

次の 3 つの条件をすべて満たした場合に支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養で、仕事に就くことが出来ないと医師が認めた場合。
（自宅療養も含む）
- ② 業務外の事由による病気やケガの療養のため、仕事を休んだ日から連続して 3 日間（待期）の後、4 日目以降の仕事に就けなかった場合。
- ③ 休業した期間について、給与の支払いがないこと。（但し、給与が傷病手当金の額より少ない場合は差額が支給される）

※ 退職後でも次の 2 つの条件を満たしている場合は、傷病手当金を受給することができます。

- 1) 退職日までに社会保険の被保険者期間が継続して 1 年以上あること。
- 2) 傷病手当金を受給している途中で退職した場合、あるいは退職日時点で支給要件（3 日間の継続した休み）を満たしている場合。

【支給期間】

給付日から 1 年 6 ヶ月 （支給の実日数）

【申請方法】

「傷病手当金請求書」に事業主の証明と医師の意見を記入してもらい、加入されている健康保険の担当窓口に提出します。

* 注意 * ～他の所得補償制度との関係～

老齢年金・障害年金・出産手当金等とあわせて受給する場合、傷病手当金の給付方法が変わります。

作成：聖隷浜松病院 医療福祉相談室

TEL 053-474-1121

2024 年 7 月